

猪川愛児会 役員報酬等の支給規程

(理事長報酬)

第1条 社会福祉法人猪川愛児会理事長に対し、予算の範囲内で報酬を支給する。
報酬額は12万円とする。但し月に1日以上出勤するものとする。

(役員出席費用弁償)

第2条 社会福祉法人猪川愛児会の役員会及び評議員会に出席した場合は、費用弁償を行う。旅費日当として、3,000円を支給する。

(旅費)

第3条 社会福祉法人猪川愛児会の役員及び評議員が、その業務のため出張したときは、交通費と宿泊費及び旅費日当を支給する。
旅費日当は市内3,000円、市外6,000円とする。
宿泊については、領収書添付とし実費支給とする。

この規程は平成18年 8月 19日より施行する。

この規程は平成19年 9月 1日より施行する。

この規程は平成29年 5月 29日より施行する。

従前の規程はこの規程実施の日を以って廃止する。